

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、翌日発行)

目 次

◇ 告 示

字の区域の変更
結核病検査及びブルセラ病検査

昭和四十四年二月鳥取県告示第百号の一部改正

共済事業の実施の認可

肥料の登録

土地の用途廃止

”

”

昭和四十一年三月鳥取県告示第百二十七号の一部改正、

◇ 公安告示

風俗営業等取締法の規定による公開による聴聞の実施

◇ 正 誤

昭和四十四年三月三十一日付鳥取県公報号外第十九号中
訂正

告 示

鳥取県告示第百二十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定

に基づき、八頭郡家町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十四年四月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

区域の変更に係る字の名称

同上の区域（昭和四十四年二月十一日現在の地番による。）

大字堀越字堀越

大字門尾字堀越の全域

大字堀越字皿谷

大字門尾字皿谷一〇及び一一並びにこれらと一体をなす国有地の一部

大字堀越
字皿谷口

大字門尾字皿谷口一二、一三、一三の一、一四の一から一四の五まで、一五、一五の一、一六の一から一七の一四まで、一八の一、一八の一のり、一八の一のヌ、一八の二から一八の五まで、一八の五のロ、一八の五のニ、一八の五のホ、一八の五のヘ、一八の五のヨ及び一八の六から一九の一七まで並びにこれらと一体をなす国有地

大字堀越
字ヤナイ谷口

大字稲荷字ヤナイ谷口二〇四の一、二〇四の次一、二〇四の三、二〇四の次三、二〇四の四から二〇六まで、三四九の一から三四九の四まで、三四九の一、三四九の一三、三七一の一、三七一の二、三七二の一及び三七二の二並びにこれらと一体をなす国有地の一部並びに大字稲荷字ヤナイ谷三四三の二、三四四の二から三四四の六まで、三四五の四、三四五の一〇から三四五の一五まで、三四九の六から三四九の一

<p>大字 稲 荷 字 ヤ ナ イ 谷</p>	<p>大字 稲 荷 字 ヤ ナ イ 谷 口</p>	<p>大字 門 尾 字 皿 谷 口</p>	<p>大字 門 尾 字 皿 谷</p>
<p>大字稲荷字ヤナイ谷のうち三四三の二、三四四の二から三四四の六まで、三四五の四、三四五の一〇から三四五の一五まで、三四九の六から三四九の一まで、三四九の二四、三六六の一及び三六六の二以外の区域</p>	<p>大字稲荷字ヤナイ谷口のうち二〇四の一、二〇四の次一、二〇四の三、二〇四の次三、二〇四の四から二〇六まで、三四九の一から三四九の四まで、三四九の一、三四九の一三、三七一の一、三七一の二、三七二の一及び三七二の二並びにこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>大字門尾字皿谷口のうち一二、一三、一三の一、一四の一から一四の五まで、一五、一五の一、一六の一から一七の一四まで、一八の一、一八の一のり、一八の一の又、一八の二から一八の五まで、一八の五のロ、一八の五のニ、一八の五のホ、一八の五のへ、一八の五のヨ及び一八の六から一九の一七まで並びにこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>一まで、三四九の二四、三六六の一及び三六六の二 大字門尾字皿谷のうち一〇及び一一並びにこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>

鳥取県告示第二百十三号

家畜伝染病の発生を予防するため、次の要領により、結核病検査及びブルセラ病検査を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規定に基づき、牛の所有者に対して検査を受けることを命ずる。

昭和四十四年四月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 結核病及びブルセラ病予防のため
 - 二 実施する区域 別表のとおり
 - 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一構内で飼育している牛。ただし、生後三月以内のもの、分べん前一月以内のもの及び分べん後十日以内のものを除く。
 - 四 実施の期日 別表のとおり
 - 五 検査の方法
 - 1 結核病検査 ツベルクリン皮内反応
 - 2 ブルセラ病検査 ブルセラ急速凝集反応及び試験管凝集法
- 別表

実施期日 四月一日から 九月三十日まで
実施区域 鳥取県の区域
実施場所 各検診場巡回

鳥取県告示第二百十四号

昭和四十四年二月鳥取県告示第百号（牛等の移入を禁止する区域の指定

について)の一部を次のように改正し、昭和四十四年四月一日から施行する。

昭和四十四年四月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

別表を次のように改める。

別表

- 北海道 宮城県 群馬県 茨城県 埼玉県 千葉県 東京都
- 同県市原市 神奈川県藤沢市 同県足柄上郡 同県足柄下郡 同県津久井郡
- 山梨県西八代郡 和歌川県橋本市 岡山県赤磐郡 同県勝田郡
- 広島県世羅郡 徳島県 愛媛県

鳥取県告示第二百十五号

農業災害補償法(昭和二十二年法律第百八十五号)第八十五条の三第一項の規定による共済事業の実施について認可をしたので、同法同条第三項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十四年四月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

共済事業を実施する市町村名	共 済 事 業 の 実 施 区 域
米子市	米子市の区域のうち、尾高、岡成、泉、下郷、河岡、福万、石州府及び日下の区域を除く区域
境港市	境港市の区域

鳥取県告示第二百十六号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第七条の規定に基づき、次の肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

昭和四十四年四月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号	肥料の名称	保証成分量(パーセント)	生産業者の住所及び氏名
鳥取県 第三七号	くみあいハウス用 苦土、ほう素、マンガン、尿素入り複合肥料	窒素 全量 八・〇 アンモニウム性窒素 四・二 りん酸 全量 二二・〇	米子市東町 一〇五番地 米子市農業協同組合 組合長理事 大西 節 夫
		うち 溶性りん酸 一〇・四 うち 水溶性りん酸 五・〇 加里 全量 八・〇	
		うち 水溶性加里 七・八 うち 溶性苦土 二・五 うち 溶性マンガン 〇・二 うち 溶性ほう素 〇・一	

鳥取県告示第二百十七号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十四年三月三十一日から用途
廃止した。

昭和四十四年四月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	面積(平方メートル)	用途
境港市上道町字岬地先		四、三二八・六一	海浜地
字瀬向地先		五、三九三・一七	
字川岸地先		一、八七四・五七	
字白波地先		一、四二六・三七	
字大敷浜地先		二、一八〇・四一	
字滄海地先		一、五七八・六〇	
字神崎地先		二、四三五・九三	
字薩摩洋地先		二、〇四四・四七	
中野町字通天橋地先		二、三七五・六六	
字広見灘地先		四、二三四・〇九	
字富士見地先		三、二一八・九九	
福定町字八雲崎地先		四、六八一・〇一	
字笹津向地先		三、八一九・五〇	
竹の内町字才仏淵地先		四、七八一・二〇	
字煤竹場地先		四、八五二・六七	

鳥取県告示第二百十八号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十四年三月十九日から用途
廃止した。

昭和四十四年四月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

字千代畑地先	二、六七一・五四	
字釜地灘地先	五、九三三・五五	
美保町字釜地前地先	三、〇七二・七七	
字月見浜地先	二、一五八・八二	
新屋町字一ツ家前地先	一、〇一一・一〇	
字川尻前地先	四八四・二〇	
字寄会前地先	二、二一八・六九	
字川向前地先	二、四四八・三〇	
小篠津町字下灘地先	二七七・七五	
字御崎灘地先	一、三九六・三一	
字中灘地先	四九六・七八	
字上灘地先	四二八・九七	
佐斐神町字砂浜ノ四地先	二一一・三〇	
字砂浜ノ三地先	一、五六〇・〇〇	
字砂浜ノ二地先	一、三八五・五四	
字砂浜ノ一地先	三、五五六・三〇	
米子市大篠津字高場地先	一、四九六・八五	
安田地先	三、六三一・四〇	

場	所	面積 (平方メートル)	用途
鳥取市秋里字八反長一七九ノ一番地先から		九〇四・〇〇	道路敷
安長字広田二七九ノ二番地先まで		三五二・八〇	"
二八五ノ二番地先		三六〇・〇〇	"
二八六ノ一番地先		三六九・三六	"
字前内四一〇番地先		六四九・七五	水路敷
字広田二九四ノ二番地先から		三九一・〇〇	"
秋里字下八本松一六四ノ一番地先まで		六八・〇〇	"
安長字前内四〇五番地先から			
秋里字上八本松一五七ノ二番地先まで			
秋里字池田一一八ノ二番地先から			
一一六ノ一番地先まで			

鳥取県告示第二百十九号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十四年三月三十一日から用途廃止した。

昭和四十四年四月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	面積 (平方メートル)	用途
鳥取市布勢字桃谷奥一六〇ノ一番地先から		二六〇・五〇	道路敷
一四四ノ三番地先まで		二〇八・七八	"
四七五番地先から			
四七三番地先まで			

字矢内谷奥四八六ノ一番地先から	二七二・八〇	"
一八五番地先まで		
四九〇ノ二番地先から	一七〇・八〇	"
四九五番地先まで		
字山本五一八番地先から	三六五・八九	"
一六六番地先まで		
一八二ノ二番地先から	八二・三〇	"
一八三ノ三番地先まで		
一八二ノ二番地先	一〇・五〇	"
字大間谷奥五〇一番地先	一〇・〇〇	"
一九六番地先から	四二・四〇	"
一九七番地先まで		
字鶴指鼻二〇六ノ一番地先から	一四一・一八	"
二〇九番地先まで		
二二二番地先から	七四・六〇	"
二二〇番地先まで		
二一九番地先	二九・二八	"
字桃谷口四七三番地先及び	四〇・二〇	"
一三四番地先		
一三一ノ一番地先及び	四三・一九	"
一三三番地先		
字鶴指鼻二二九番地先から	六一・五〇	"
二二六番地先まで		
字桃谷奥一五四番地先から	三〇八・四一	堤塘敷
一五四ノ三番地先まで		
字大間谷奥一九三ノ次一番地先から	四二二・二五	"
一九七番地先まで		
字桃谷奥一五四番地先	六四二・九八	水路敷

一五四番地先	六・五〇
一五〇番地先	五一・三〇
一五一番地先から 一四七番地先まで	六七・八〇
字矢内谷奥一九一の一番地先から 一八五番地先まで	七九・三五
四八九番地先	一八・五〇
一八七ノ一番地先から 一八六番地先まで	六四・四五
一九一ノ一番地先から 四九五番地先まで	一二六・四〇
字山本一八二ノ二番地先	一一・〇〇
一八三の三番地先から 一七二番地先まで	一〇七・九〇
一八一ノ一番地先	二八・二〇
一八〇ノ一番地先	二七・〇〇
字大間谷奥五〇二ノ二番地先から 二〇一ノ四番地先まで	一四七・九〇
五〇二ノ二番地先から 五〇五番地先まで	一五〇・〇〇
二〇〇ノ内一番地先 から	六〇・三〇
二〇〇番地先まで	五九・六〇
字鶴指鼻二〇一ノ四番地先から 二〇五番地先まで	三〇九・九五
二〇一番地先から 二一六番地先まで	
二〇七番地先から	

二二一ノ内第一番地先
まで
八四・一〇
二〇八番地先まで
一五・二五
"

鳥取県告示第二百二十号

昭和四十一年三月鳥取県告示第二百二十七号(二級河川の指定について)の一部を次のように改正し、昭和四十四年四月一日から施行する。

昭和四十四年四月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

第二号の表に次のように加える。

中 川	左岸 気高郡鹿野町大字鹿野字下中嶋 二千四百番地先	河内川への合流点
	右岸 同町同大字字呉服町 千七百三十六番地先	

第九号を第十三号とし、第七号を第十二号とし、第八号を第十一号とし、第六号を第十号とし、第五号を第六号とし、同号の次に次の三号を加える。
七 由良川水系

名 称	区 間	
	上 流 端	下 流 端
北条川	左岸 倉吉市大谷字北田新屋 敷八百七十二番の一地主 右岸 同市和田字西三度舞 六百九十番の一地主	由良川への合流点

八 御幸川水系

名称		上流端	下流端
御幸川		左岸 東伯郡東伯町大字逢東字上風呂屋 谷四百九十三番の三地先 右岸 同町同大字字比丘尼寺 二百十八番の四地先	

九 八橋川水系

名称		上流端	下流端
牛飼川		左岸 東伯郡東伯町大字八橋字牛飼谷口 二千七百十七番地先 右岸 同町同大字字イザモリ 二千四百五十二番地先	八橋川への合流点

五 石脇川水系

名称		上流端	下流端
石脇川		左岸 東伯郡泊村大字石脇字前田 八番の一地主 右岸 同村同大字字下濱田 二十七番の一地主	

第四号の次に次の一号を加える。

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第十八号

風俗営業等取締法(昭和二十三年法律第二百二十二号)第五条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行なうので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十四年四月一日

鳥取県公安委員会委員長 澤 辰 蔵

一 聴聞の期日及び場所

昭和四十四年四月十六日 午後一時から

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県警察本部内(県庁七階)

鳥取県公安委員会委員室

二 聴聞当事者の住所及び氏名

鳥取市古市三の一景山アパート内 山本しま

正 誤

昭和四十四年三月三十一日付け鳥取県公報号外第十九号中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 段 行

誤

正

五 下 二及び三 鳥取県保健所及び鳥取県衛生研究所の

生研究所使用料、手数料条 使用料及び手数料の徴収

例の全部を改正する条例 に関する条例